

質 問 回 答

2015 年 12 月 21 日

「(案件名) エクアドル国チャチンピロ地熱発電所建設事業準備調査」(公示日 : 2015 年 12 月 2 日 / 公示番号 : 150927) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	● 貴機構業務指示書 P4. 第 7 見積価格及び 内訳書	現地調査に同行する CELEC 人員のための交通手段、宿泊費等は見積もりに含める必要はありますでしょうか。その場合は、別見積もりでいいでしょうか。	CELEC 人員の現地調査同行に係る経費を見積もりに含める必要はありません。
2	● 貴機構業務指示書別紙 P19. 3 . 現地再委託 (4) 試掘	試掘が、本業務の契約金額の過半を占めると想定されま す。貴機構が直接掘削業者と契約を結ぶ可能性はありま すでしょうか。	JICA が直接掘削業者と契約を締結するこ とは想定していません。本件の受注者が試 掘業者と契約 (再委託) し、再委託先の掘 削監督者が試掘の工程管理、品質管理及び 業務監理を実施することを想定していま す。
3	● 貴機構業務指示書別紙 P19. 3 . 現地再委託 (7) 掘削サイト内道 路・ピット造成	CELEC が道路整備計画を実施し、調査団はその助言や CELEC が実施する土木工事の監督をするものと、理解し ています。アクセス道路等の土木の設計・図面作成等は 含まないものと考えていいでしょうか。	P19 3. 現地再委託(7)掘削サイト内道路・ ピット造成はプロジェクト・サイトのプラ ットフォーム内の数 m の搬入路程度の土 木工事を想定しており、本件の受注者によ る設計・図面作成を想定しています。なお、 掘削地点までのアクセス道路建設は CELEC によって実施され、既にそのための土木工 事契約が締結済みです。
4	業務指示書別紙第 2 の 5 . 実施方針及び留意事項 (4) 環境社会配慮 (P3)	「 事業化調査及び本体事業」については本業務に含ま れないとの理解でよろしいでしょうか。	事業化調査及び本体事業は、本件の業務に は含まれません。

通番号	当該頁項目	質問	回答
5	業務指示書本紙第7 見積価格 (P5) および 業務指示書別紙第2の5 . 実施方針及び留意事項 (5) 地表調査の背景と流れ 物理探査 (P5) および 業務指示書別紙第2の6 . 業務の内容【第二次国内業務】(2) 再委託先の決定 (P9) および 業務指示書別紙第3の3 . 現地再委託 (P19)	「本紙 P5 見積価格」および「別紙 P19 現地再委託」には重力探査が含まれておりませんが、「別紙 P5 物理探査」には「重力探査については、測点近傍のスケッチ、重力測定、GPS 測定等を再委託業者の指導の下で CELEC の人員が実施することを想定している」との記載があり、また、「別紙 P9 (2) 再委託先の決定」には「第二回現地調査で行う重力・MT 探査の再委託先を決定する」との記載がございます。重力探査および関連するトレーニングは現地再委託先が実施するとの理解でよろしいでしょうか。また、その見積は MT 探査と同様、別見積としてよろしいでしょうか。	重力探査は CELEC 所有する機材を使用して、再委託先に実施させることとします。よって、重力探査の費用は別見積でお願い致します。よって、第2 業務の目的・内容に関する事項、5 . 実施方針及び留意事項、(5) 地表調査の背景と流れ 物理探査の「なお、トレーニングの観点から、重力探査については、側転近傍のスケッチ、重力測定、GPS 測定等を再委託業者の指導の下で CELEC の人員が実施することを想定している。よって、再委託は右指導を含む業務内容とすること。なお、MT 測定については、CELEC の人員の同行の下、再委託業者が実施する。」を「なお、トレーニングの観点から、重力探査及び MT 測定については CELEC の人員の同行の下、再委託業者が実施する。」に修正します。
6	業務指示書別紙第2の6 . 業務の内容【第四次国内業務】(1) 総合解析と評価 井掘削計画 (P13~P14)	「P13 機構及び CELEC への説明」には「試掘結果の総合解析と評価井掘削計画を立案し機構及び CELEC へ説明し、合意する」との記載があり、「P14 機構及び CELEC への説明」には「評価井掘削計画について、機構及び CELEC にコスト・リスク低減のポイントを含めて説明し、コメントを同計画に反映し承認を得る」との記載がございます。両項目に「CELEC に対する評価井掘削計画の説明および承認の取り付け」が含まれておりますが、これらは同一(重複)であり CELEC への説明と係る工国への	においては、技術面からの全体の試掘方針、 においては、 を前提とした、関連手続きを含めた事業化調査内での試掘計画を想定しており別の業務となります。 なお、ご指摘の CELEC への説明に係るエクアドルへの渡航は、1 回を想定しています。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		<p>渡航は一回との理解でよろしいでしょうか。 同様に、評価井掘削計画の作成（策定）として「P13」と「P14」がございますが、これらも同一（重複）との理解でよろしいでしょうか。</p>	
7	<p>業務指示書別紙第3の3 . 現地再委託（P19）</p>	<p>工国に再委託項目を実施できる機関・コンサルタントが存在しない場合には、他国（日本を含む）の機関・コンサルタントに再委託することは可能でしょうか。</p>	<p>エクアドル国内に適任の機関・コンサルタントが存在しない場合は他国（日本を含む）の機関・コンサルタントに再委託することは可能です。</p>

以上